解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十九年三月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

三重県四日市市中川原三丁目六番二三号
医療法人社団理仁会
清算人　宇井　美穂

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月十四日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

宮城県名取市愛島郷二丁目一番地の七
名取市愛島東部第二土地区画整理組合
代表清算人　阿部　栄一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月十日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面一〇六番地
美浜柿谷特定土地区画整理組合
清算人代表　志水　宏

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月十七日名古屋市長の認可により解散しましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

名古屋市大高南特定土地区画整理組合
番地
名古屋市大高南特定土地区画整理組合
代表清算人　近藤　和彌

解散公告（第三回）

当組合は解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上字十ノ坪一五七六番地
農事組合法人山の上バラ温室組合
清算人　杉本　重幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月二十六日開催の臨時社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、平成二十九年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

広島県福山市新市町大字戸手二七三番地二
医療法人社団翠仁会
清算人　三上　吉則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月二十六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

広島県広島市中区小網町四番三号
宗教法人三光寺
清算人　三光　正俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西一七条南四丁目一九番地、最後の住所北海道帯広市西二一条南二丁目四六番一二号　被相続人　亡　田中　正浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

北海道河東郡音更町木野大通東五丁目二番地一三　２Ｆ、事務所北海道河東郡音更町木野大通東五丁目二番地一三　２Ｆ　辻和義法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辻　和義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市上町六四番地、最後の住所福島県福島市八島田字樋ノ口五八番地
被相続人　亡　紺野　和壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

福島県福島市西中央一丁目一九―二　村山ビル一階四号室
相続財産管理人　佐藤　孝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市瓦曽根一丁目七二番地、最後の住所埼玉県越谷市瓦曽根一丁目八番一九号　被相続人　亡　森田　ハツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一七番一　新越谷プラザ四階Ｂ号室　南越谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小池　智康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市高津二九九番地九五、最後の住所千葉県八千代市高津二九九番地の九五　被相続人　亡　栗田よしえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号　袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷　麻衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区綾瀬四丁目一三番、最後の住所東京都江戸川区篠崎町三丁目二五番四―二〇一号　被相続人　亡　篠田　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

事務所東京都中央区八丁堀三―二六―九ＫＳＫアネックス一一階弁護士柴田幸一郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区三好二丁目二番地一〇、最後の住所東京都江東区南砂二丁目三七番一〇―七〇一号　被相続人　亡　嶋先　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

事務所東京都渋谷区上原一―三六―一一東高ペアシティ一〇三代々木上原とちのき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井村　華子
（登録姓　太田）

第20期決算公告　平成29年4月5日

千葉県船橋市東船橋四丁目30番9号
グラン・ステージ1階
株式会社アールエイジ・テクニカル・サービス
代表取締役　向井山達也

貸借対照表の要旨（平成28年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	133,453
	固定資産	1,142
	合計	134,595
負債及び純資産の部	流動負債	55,380
	株主資本	79,215
	資本金	10,000
	利益剰余金	69,215
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	66,715
	（うち当期純利益）	(26,562)
	合計	134,595